

平 戸 市 監 査 公 表 第 140-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成31年4月8日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

- 第1 監査の種類  
地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局  
総務部地域協働課
- 第3 監査の期間  
平成30年1月28日(月)、29日(火)
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容  
別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：地域協働課】

区分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1 財産管理について 稗田バス停待合所等について、公有財産台帳に登録されていなかったため、適正な公有財産台帳の整備に努められたい。</p> <p>2 補助金について 平成 29 年度平戸市地域おこし協力隊起業支援事業補助金について、大幅な事業変更があったにも関わらず、補助金交付要綱第 8 条に規定する事業変更の申請手続きがなされていなかったため、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 財産管理について ご指摘のとおり、未登録の物件について精査し、公有財産台帳へ登録します。</p> <p>2 補助金について 今後は、平戸市地域おこし協力隊起業支援事業補助金の要綱に規定を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
意見	<p>1 補助金について 平戸市コミュニティビジネス支援事業について、事業所設置に伴う家賃補助を平成 28 年度及び平成 29 年度の 2 年間行ったが、当該団体は、補助期間終了後別地に事業所を移転している。移転後も事業は継続しているものの、実績報告時に提出されている事業評価では、継続・発展に関する項目に対し、厳しい自己判定を行っている状況も見られたので、今後、同様の事業の支援にあたっては、当該団体の財務状況等を精査し、持続可能な事業展開に繋がるよう指導に努めていただきたい。</p>	<p>1 補助金について ご意見のとおり、団体に対し事業支援を行う場合は、財務状況を確認することはもちろんのこと、事業が継続するように、団体とも情報を共有しながらの事業展開に対し指導、助言していきます。</p>